

06 外務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0620010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	旅券申請受付・交付事務川口市パスポートセンター	都道府県コード	11 埼玉県
	特区	提案事項管理番号	1034010
提案主体名	川口市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 外務省
該当法令等	旅券法第2条第5号及び同法第3条第3項
制度の現状	一般旅券の申請先として住所又は居所の所在地を管轄する都道府県としている。

求める措置の具体的内容	<p>本市は、平成19年4月1日から埼玉県の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、一般旅券の申請受理、交付等について権限移譲を受け、川口市パスポートセンターで事務を実施しているが、申請できるのは本市の住民に限られていることから、近隣市の住民についても旅券の申請・交付ができるようにするものである。また、これに併せて、本市パスポートセンターにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の確認を可能にするものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>川口市パスポートセンターは、年間約19,000件の川口市民からの旅券申請書を受理しており、申請書は審査後県パスポートセンターへ送付し、県で作成した旅券を川口市パスポートセンターにおいて交付している。これを川口市民に限らず、県パスポートセンターへの申請と同様に、近隣市の住民についても旅券申請受理・交付事務ができるようにするものである。</p> <p>提案理由</p> <p>川口市が権限移譲を受けた旅券事務は、地方自治法第2条第2項に基づき処理しているが、近隣市の住民は近くに川口市パスポートセンターがあるにもかかわらず、遠方の大宮のパスポートセンターへ行かなければならない状況であり、川口市パスポートセンターで申請は出来ないのかとの問い合わせが多く寄せられている。このため、県南地区の中心に位置し、交通の便がよい川口市パスポートセンターで近隣市の住民も申請等ができるようにすることで、広く住民の利便性の向上に寄与するとともに、より多くの方が川口市へ来ることで、駅周辺地域の活性化とにぎわいの創出につながるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
提案主体からの根拠法令に旅券法が引用されていないことからわかるとおり、旅券事務が都道府県から市町村に再委託された場合にあっても、同一都道府県内に所在する他の市町村の住民からの旅券申請を制限する規定は旅券法には存在せず、運用も、特段の支障のない限り、これに従うべきと史料するため。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

06 外務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0620020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人に関する年金制度の見直し	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	外務省 厚生労働省
該当法令等	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定等、社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び厚生年金保険法の特例等に関する法律等
制度の現状	<p>&lt;社会保障協定の締結等の状況&gt;</p> <p>社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス及びカナダとの間で発効済み、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間で署名済みである。また、現在、スペイン及びイタリアとの間で政府間交渉中であり、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン及びスイスとの間では当局間協議を行っているところ。さらに、ルクセンブルクとの間では、2008年1月に両国実務者間で社会保障制度に関する情報交換を行ったところである。</p> <p>&lt;脱退一時金制度の現状&gt;</p> <p>当省としてコメントする立場にない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、在留期間 5 年の納付期間に対応した支給を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者に加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>社会保障協定により年金の二重加入等の問題の解決が図られてきているが、未だ協定未締結の国があり、それらの国からも実際に研究者を受け入れている(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結をお願いしたい。</p> <p>また、外国人研究者に対しては、受給資格を満たさない場合に脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。脱退一時金は納付した保険料の一部を払い戻す趣旨であり、保険料を多く納めた人にはそれに見合う額を返還する必要があると考えられるため、在留期間の上限の5年に合わせ、年金保険の脱退一時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>&lt;社会保障協定締結の推進について&gt;</p> <p>社会保障協定は、我が国と締結相手国との間で、外国人研究者を含む人々の往来を促進するとの意義を有している。今後ともかかる観点を踏まえ、協定締結に向けた取組を一層促進していくこととしている。</p> <p>社会保障協定締結については、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮した上で、優先度の高い国から順次交渉を行っている。</p> <p>なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記に照らし判断すべきものと考えている。</p> <p>&lt;脱退一時金制度について&gt;</p> <p>当省として回答する立場にはない。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p><b>再検討要請</b></p> <p>右の提案主体からの要望について前向きに検討されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの意見</b></p> <p>外国人研究者の受け入れ環境を整えるために、ロシアやポーランドを含む多数の国との早期の社会保障協定の締結をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>御指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はない。</p> <p>社会保障協定締結については、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮した上で、優先度の高い国から順次交渉を行っている。今後も、御指摘のあった国も含め、これらの方針に照らし判断すべきものと考えている。</p> <p>なお、我が国の被用者に係る社会保障制度や我が国が締結している社会保障協定は、研究業務に従事する者のみならず、すべての職種に従事する者を対象としている。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p><b>再々検討要請</b></p> <p>右の提案主体からの要望について前向きに検討されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの再意見</b></p> <p>相対的に優先度合いが低くとも、ロシアやポーランド等からの研究者については受け入れ環境が不十分であり、社会保障協定締結国からの研究者とは年金について取り扱いの格差があるのが現状である。こうした現状を改善するためにも、当該国も含め、引き続き多数の国との早期社会保障協定の締結をお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>社会保障協定締結の性質上、締結する協定が適切に実施されるよう、協定締結に向けた交渉開始を決定する前にそれぞれの制度について相手国との間で十分に情報や意見の交換を行う必要がある。</p> <p>平成12年にドイツとの間で初めて社会保障協定を締結して以来、締結国は10カ国となり、相手国により交渉期間に差はあ</p>				

るものの、締結は着実に進みつつある。

今後とも、このような知見を活用し、関係省庁とも密接に協力しつつ、各国との社会保障協定締結に向けた取組を一層推進してまいりたい。